

かわさき多摩川マラソン実行委員会要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市のスポーツの普及・振興のため、また、多摩川河川敷及び多摩川を活用したスポーツの活性化を図るため、川崎市及び川崎市教育委員会、公益財団法人川崎市スポーツ協会が主催する、かわさき多摩川マラソン（以下「マラソン」という。）に対し、その円滑な運営について協議するため、かわさき多摩川マラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(協議事項等)

第2条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) マラソン等開催運営要領に関すること。
- (2) マラソン等の企画、調整に関すること。
- (3) その他、開催に必要な事項の検討に関すること。

(実行委員会)

第3条 実行委員会は、川崎市及び関係団体の役職員をもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる組織のものをもって充てる。
- 3 委員の任期は、当該年度第1回実行委員会から次年度第1回実行委員会前日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、後任者が承認あるいは選任されるまでの間、在任する。

(委員長等)

第4条 実行委員会には、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、職務を代理する。

(会議等)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議の司会は、委員長が当たる。
- 3 会議は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第6条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を設置する。詳細は別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 12 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 12 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 13 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 16 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 23 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 13 日より施行する。

<別表>

かわさき多摩川マラソン実行委員名簿

団体名及び職名	団体名及び職名
市民文化局 局長	市民文化局 市民スポーツ室長
教育委員会事務局 教育次長	教育委員会事務局 学校教育部長
公益財団法人川崎市スポーツ協会 会長	公益財団法人川崎市スポーツ協会 専務理事
川崎市陸上競技協会 会長	川崎市スポーツ推進委員連絡協議会 会長
川崎商工会議所 担当部長	神奈川県高等学校体育連盟川崎地区 担当校長
川崎市中学校体育連盟 副会長	川崎市立小学校体育研究会 会長
中原区役所 区長	経済労働局 観光・地域活力推進部長
建設緑政局 富士見・等々力再編整備室長	